



条例案の概要

(美濃加茂市議会第2回定例会資料)

令和8年6月5日

目 次

議案番号	議 案 名	ページ
承第 4 号	専決処分の承認を求めることについて（美濃加茂市税条例等の一部を改正する条例について）	1
承第 5 号	専決処分の承認を求めることについて（美濃加茂市都市計画税条例の一部を改正する条例について）	7
議第 4 2 号	美濃加茂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	9
議第 4 3 号	美濃加茂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	1 1
議第 4 4 号	美濃加茂市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	1 3
議第 4 5 号	美濃加茂市印鑑条例の一部を改正する条例について	1 4
議第 4 6 号	美濃加茂市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について	1 5
議第 4 7 号	美濃加茂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について	1 6

〔承第4号〕

美濃加茂市税条例等の一部を改正する条例について

【議案書：7頁】

◎ 改正の概要

○ 法改正情報

公布された法令	地方税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第2号）
条例改正に影響する施行日	令和8年4月1日
改正された法令	地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）
条例改正に影響する条	法第313条、法第317条の2、法第317条の3の2、法第317条の3の3、法第351条、法第443条、法第444条、法第450条、法第451条、法第453条、法第454条、法第457条、法第461条、法第463条の15、法第463条の16、法第463条の17、法第463条の18、法第463条の18、法第463条の18、法第463条の19、法第463条の2、法第463条の20、法第463条の21、法第463条の22、法第463条の23、法第463条の24、法附則第5条の5、法附則第5条の6、法附則第15条、法附則第16条の2、法附則第16条の3、法附則第29条の10、法附則第29条の11、法附則第29条の16、法附則第29条の18、法附則第29条の9、法附則第30条、法附則第30条の2、法附則第33条の2、法附則第33条の3、法附則第34条、法附則第34条の2、法附則第35条、法附則第35条の2、法附則第35条の3の6、法附則第35条の4、法附則第4条の5、法附則第5条の4、法附則第5条の4の2、法附則第6条及び法附則第7条の3

○ 条例改正趣旨

地方税法等の一部を改正する法律が令和8年3月31日に公布され、地方税法等が改正されたことに伴い、所要の改正を行いました。

◎ 改正の主な内容

第1条 美濃加茂市税条例の一部改正

(軽自動車税)

- 軽自動車税の環境性能割の廃止に伴う改正（第11条の3、第12条、第64条、第65条、第65条の3から第65条の8まで、第66条、第66条の2、第67条、第67条の2、第69条、第70条、第71条、第72条、第73条、附則第12条の2から附則第12条の6まで、附則第13条及び附則第14条関係）

趣旨：軽自動車税（三輪以上の軽自動車の取得者に課税）の環境性能割の廃止に伴い、軽自動車税を環境性能割と種別割に区別する必要がなくなったことから、従来、種別割に関する条文中、種別割を軽自動車税に改正し、廃止される環境性能割に関する条文は削ります。

施行日：令和8年4月1日

(個人住民税)

- 特定大口株主配当等の特定配当等への追加（第26条関係）

趣旨：所得割の納税義務者が、自己の同族会社である法人との合計で株式等の保有割合が100分の3以上となる内国法人から支払を受ける上場株式等の配当等について、引き続き総合課税の対象とします。

施行日：令和8年4月1日

- 申告書の提出義務要件の変更（第28条の3の3関係）

趣旨：公的年金等受給者の扶養親族等申告書の提出義務の範囲の見直しに伴い改正します。

施行日：令和9年1月1日

- 納期前の納付を可能とする条文整備（第32条関係）

趣旨：システム標準化に伴い、納期限前に1年の税額を一括で支払うことのできる全期前納の納付書を、新たに当初納税通知書に同封するため、納期前に納付ができるようになることから整備します。

施行日：令和8年4月1日

- 適用期限の延長に伴う改正（附則第3条の2、附則第3条の3、附則第3条の3の2、附則第4条、附則第15条の2、附則第16条、附則第17条、附則第17条の2、附則第19条、附則第20条、附則第21条、附則第21条の2及び附則第21条の3関係）

・趣旨：平成20年度から平成28年度までに個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除の適用を受けた方は、令和8年度以後の課税にお

いて適用がなくなることから、当該規定は削除します。

施行日：令和8年4月1日

- ・趣旨：肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例の適用期間は昭和57年度から令和9年度までとなっていますが、昭和57年度から令和12年度までに延長されます。

施行日：令和8年4月1日

- ・趣旨：優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例の適用期間は昭和63年度から令和8年度までとなっていますが、昭和63年度から令和11年度までに延長されます。

施行日：令和8年4月1日

- ・趣旨：特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例（セルフメディケーション税制）の適用期間は平成30年度から令和9年度までと期限が定められていますが、期限が廃止されました。これにより令和10年度以降も当該制度が続きます。

施行日：令和9年1月1日

- ・趣旨：個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除の適用期間は平成22年度から令和20年度までとなっていますが、平成22年度から令和25年度までに延長されます。

施行日：令和9年1月1日

- ・趣旨：優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例を見直します。

施行日：令和10年1月1日

○ **特定暗号資産取引に係る課税の見直しに伴い新設（附則第3条の4及び附則第20条の3関係）**

- 趣旨：所得割の納税義務者が特定暗号資産の譲渡をした場合には、当該特定暗号資産の譲渡による事業所得、譲渡所得及び雑所得については、従来は他の所得と合計して市民税100分の6の税率により申告を通じて所得割を課税していますが、改正後は他の所得と分離して市民税100分の3の税率により申告を通じて所得割を課税することに

変更します。。

また、所得割の納税義務者の前年前3年内の各年に生じた特定暗号資産の譲渡に係る損失の金額は、当該納税義務者の特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額を限度として、当該特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額の計算上控除することになります。

施行日：金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律(令和8年法律第●●号)の施行の日の属する年の翌々年の1月1日施行

○ 字句の整理（第26条の8、第28条の2、第28条の3の2、附則第3条の4及び附則第5条の2関係）

趣旨：法律の改正による項ずれ等を改正します。

施行日：令和9年1月1日、令和10年1月1日

（固定資産税）

○ 固定資産税の免税点の変更（第42条関係）

趣旨：固定資産税の免税点について、家屋は従来20万円であったものを30万円に、償却資産は従来150万円であったものを180万円にそれぞれ改正します。

施行日：令和9年4月1日

○ 納期前の納付を可能とする条文整備（第51条関係）

趣旨：システム標準化に伴い、納期限前に1年の税額を一括で支払うことができる全期前納の納付書を、新たに当初納税通知書に同封するため、納期前に納付ができるようになることから整備します。

施行日：令和8年4月1日

○ 地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例）の特例割合等の変更（附則第6条の2関係）

趣旨：法律の改正による条ずれ等を改正し、特例割合を国の参酌基準に合わせて改正・新設します。

施行日：令和8年4月1日

○ 新築住宅等に対する固定資産税の減額適用に係る変更（附則第6条の3関係）

趣旨：法律の改正による条ずれ等を改正し、改修特別特定建築物に対する規定を新設します。

施行日：令和 8 年 4 月 1 日

○ 令和 2 年 7 月豪雨に係る特例措置の変更（附則第 6 条の 4 関係）

趣 旨：法律の改正による条ずれ等を改正します。

施行日：令和 8 年 4 月 1 日

○ 令和 6 年能登半島地震に係る特例措置の新設（附則第 6 条の 5 関係）

趣 旨：現行の災害対応のための常設措置の適用終了後も支援を継続するため同一内容の特例措置を新設します。

施行日：令和 8 年 4 月 1 日

○ 令和 6 年度から令和 8 年度までの宅地等の固定資産税の特例の変更（附則第 8 条関係）

趣 旨：法律の改正にあわせて字句の整理をします。

施行日：令和 8 年 4 月 1 日

（共通）

○ 申請に係る事項の追加（第 4 2 条の 6、第 4 2 条の 6 の 2、第 5 2 条、第 5 5 条、第 5 5 条の 2、第 5 5 条の 3、第 7 1 条、第 7 2 条、第 1 2 6 条の 3、第 1 4 0 条、附則第 6 条の 3 から附則第 6 条の 5 まで及び附則第 2 3 条関係）

趣 旨：総合行政情報システムの標準化にあわせて、申請書等の個人番号及び法人番号を記載するように改正します。

施行日：令和 8 年 4 月 1 日

第 2 条 美濃加茂市税条例の一部を改正する条例の一部改正

○ 美濃加茂市税条例の一部を改正する条例（平成 2 6 年美濃加茂市条例第 2 1 号）の一部改正（附則第 6 条関係）

軽自動車税（三輪以上の軽自動車の取得者に課税）の環境性能割の廃止に伴い、種別割に関する条文中、「軽自動車税の種別割」を「軽自動車税」に改正します。

◎ 施行期日等（附則）

○ 施行期日（第 1 条）

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行します。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行します。

- (1) 第28条の2第1項ただし書、第28条の3の2及び第28条の3の3の改正並びに附則第3条の2の改正及び附則第3条の3の2第1項の改正（「令和20年度」を「令和25年度」に改める部分及び「令和7年」を「令和12年」に改める部分に限る。）並びに次条第1項及び第2項の規定 令和9年1月1日
- (2) 第42条の改正及び附則第3条第2項の規定 令和9年4月1日
- (3) 第26条の8第2項の改正並びに附則第3条の4の改正（「附則第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項又は第4項」に改める部分に限る。）、附則第5条の2の改正及び附則第17条の2の改正（同条第1項及び第2項中「令和8年度」を「令和11年度」に改める部分を除く。）並びに次条第4項の規定 令和10年1月1日
- (4) 附則第3条の4の改正（前号に掲げる改正を除く。）及び附則第20条の2の次に1条を加える改正並びに次条第3項及び第5項の規定 金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律（令和8年法律第●●号）の施行の日の属する年の翌々年の1月1日

○ **経過措置（第2条、第3条及び第4条）**

市民税、固定資産税、軽自動車税について、それぞれ経過措置を定めます。

◎ **専決日**

令和8年3月31日

[承第5号]

美濃加茂市都市計画税条例の一部を改正する条例について

【議案書：67頁】

◎ 改正の概要

○ 法改正情報

公布された法令	地方税法等の一部を改正する法律(令和8年法律第2号)
条例改正に影響する施行日	令和8年4月1日
改正された法令	地方税法(昭和25年法律第226号)
条例改正に影響する条	法附則第15条、法附則第25条及び法附則第26条

○ 条例改正趣旨

地方税法等の一部を改正する法律が令和8年3月31日に公布され、地方税法が改正されたことに伴い、所要の改正を行いました。

◎ 改正の主な内容

○ 条項の整理(附則第2項、附則第3項、附則第4項、附則第5項、附則第9項、附則第10項、附則第11項、附則第12項、附則第13項、附則第14項、附則第15項及び附則第16項関係)

趣旨:課税標準の特例を規定している地方税法附則第15条が改正されたことによる引用条項を整理するものです。

○ 改修特別特定建築物に対する規定の新設(附則第7項及び附則第8項関係)

趣旨:地方税法の改正にあわせて字句等の改正を行うとともに、改修特別特定建築物に対する税額の減額措置のわがまち特例の割合を定める規定を新設するものです。

◎ 施行期日等(附則)

○ 施行期日(第1項)

この条例は、令和8年4月1日から施行します。

○ 経過措置(第2項及び第3項)

1 次項に定めるものを除き、この条例による改正後の美濃加茂市都市計画税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和7年度分までの都市計画税については、なお従前の例によります。

2 平成30年4月1日から令和8年3月31日までの間に地方税法等の一

部を改正する法律（令和８年法律第２号）第１条の規定による改正前の地方税法（昭和２５年法律第２２６号）附則第１５条の１第１項に規定する利便性等向上改修工事が行われた同項に規定する改修実演芸術公演施設に対して課する都市計画税については、なお従前の例によります。

◎ **専決日**

令和８年３月３１日

〔議第42号〕

美濃加茂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

【議案書：72頁】

◎ 改正の概要

○ 法改正情報

公布された法令	児童福祉法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴うこども家庭庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令（令和8年内閣府令第3号）
条例改正に影響する施行日	令和8年4月1日（児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）附則第3条に、施行日から起算して1年を経過する日までの間、改正後の内閣府令を条例で定めた基準とみなす経過措置が規定）
改正された法令	特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号。以下「基準府令」という。）
条例改正に影響する条	基準府令第2条、第6条、第7条、第13条、第25条、第35条、第36条、第37条、第39条、第40条、第41条、第42条、第43条、第46条、第47条、第49条、第50条、第51条、第51条の2及び第52条

○ 条例改正趣旨

基準府令が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものです。

◎ 改正の主な内容

- 満3歳以上限定小規模保育事業の創設に係る改正（第2条、第7条、第8条、第14条、第26条、第36条、第37条、第40条、第41条、第42条、第43条、第44条、第47条、第48条、第50条、第51条、第52条、第53条及び附則第5条関係）

満3歳以上限定小規模保育事業の創設に伴い、用語等の整理を行うものです。

- 満3歳以上限定小規模保育事業の利用定員（第38条関係）

満3歳以上限定小規模保育を行う事業所ごとに、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第19条第2号に掲げる満3歳以上の小学校就学前の子ども利用定員を定めることを規定するものです。

○ **満3歳以上限定小規模保育事業の利用の選考（第40条関係）**

満3歳以上限定小規模保育の利用申込みが利用定員を超える場合は、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳以上認定子どもが優先的に利用できるよう選考することを規定するものです。

○ **満3歳以上限定小規模保育事業の特定教育・保育施設等との連携（第43条関係）**

満3歳以上限定小規模保育事業者は、他の特定教育・保育施設等との連携協力を確保することとし、保育の提供の終了に際しての園児の連携施設への受け入れに関する協力は不要となることを規定するものです。

○ **満3歳以上限定小規模保育事業の特定利用地域型保育の基準（第52条の2関係）**

満3歳以上限定小規模保育事業者が、特別利用地域型保育を提供する場合には、地域型保育事業の基準を遵守すること、満3歳以上保育認定子どもの総数が利用定員を超えないこと、特定地域型保育事業者の公正な方法により選考すること、食事の提供に要する費用を徴収すること等を規定するものです。

◎ **施行期日等（附則）**

○ **施行期日（第1項）**

この条例は、公布の日の翌日から施行します。ただし、次項の規定は、公布の日から施行します。

○ **児童福祉法等の一部を改正する法律附則第3条第4項及び第6条第3項の条例で定める日（第2項）**

児童福祉法等の一部を改正する法律(令和7年法律第29号)附則第3条第4項及び第6条第3項の条例で定める日は、この条例の公布の日とします。

〔議第43号〕

美濃加茂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

【議案書：92頁】

◎ 改正の概要

○ 法改正情報

公布された法令	①学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律施行規則（令和7年内閣府令第104号） ②児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令（令和8年内閣府令第10号） ③児童福祉法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴うこども家庭庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令（令和8年内閣府令第3号）
条例改正に影響する施行日	①令和8年12月25日 ②令和8年4月1日 ③令和8年4月1日
改正された法令	家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号。以下「基準省令」という。）
条例改正に影響する条	基準省令第1条、第6条、第13条、第18条、第27条、第29条、第35条、第48条及び附則第3条

○ 条例改正趣旨

基準省令が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものです。

◎ 改正の主な内容

○ 児童対象性暴力等の防止に係る改正（第13条関係）

利用乳幼児を適切に保護するため、家庭的保育事業者等が、児童等対象業務従事者に係る犯罪事実の確認その他の必要な措置を講じなければならない旨を規定するものです。

○ 小規模保育事業所A型等における、みなし保育士に係る改正（第30条、第32条、第45条及び第48条関係）

小規模保育事業所A型等において、特定理学療法士等を1人に限り、保育士とみなすことができること、看護師等及び特定理学療法士等が保育を行う際には、保育士による支援体制を確保しなければならないことを規定

するものです。

- 満3歳以上限定小規模保育事業の創設に係る改正（第2条、第7条、第19条、第28条、第30条、第36条及び附則第3条関係）

満3歳以上限定小規模保育事業の創設に伴い、用語等の整理を行うものです。

◎ 施行期日等（附則）

- 施行期日（第1項）

この条例は、公布の日の翌日から施行します。ただし、次項の規定は公布の日から、第13条の改正は令和8年12月25日から施行します。

- 児童福祉法等の一部を改正する法律附則第3条第4項及び第6条第3項の条例で定める日（第2項）

児童福祉法等の一部を改正する法律(令和7年法律第29号)附則第3条第4項及び第6条第3項の条例で定める日は、この条例の公布の日とします。

〔議第 4 4 号〕

美濃加茂市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

【議案書：100頁】

◎ 改正の概要

○ 法改正情報

公布された法令	学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律施行規則（令和 7 年内閣府令第 1 0 4 号）
条例改正に影響する施行日	令和 8 年 1 2 月 2 5 日
改正された法令	乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（令和 7 年内閣府令第 1 号。以下「基準府令」という。）
条例改正に影響する条	基準府令第 1 3 条の 2

○ 条例改正趣旨

基準府令が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものです。

◎ 改正の主な内容

○ 児童対象性暴力等の防止（第 1 4 条の 2 関係）

利用乳幼児を適切に保護するため、乳児等通園支援事業者が、児童等対象業務従事者に係る犯罪事実確認その他の必要な措置を講じなければならない旨を規定するものです。

◎ 施行期日（附則）

この条例は、令和 8 年 1 2 月 2 5 日から施行します。

◎ 改正の概要

○ 法改正情報

公布された法令	出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律 (令和6年法律第59号)
条例改正に影響する施行日	令和8年6月14日
改正された法令	・ 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号。以下「入管法」という。） ・ 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号。以下「入管特例法」という。）
条例改正に影響する条	・ 入管法第19条の15の2 ・ 入管特例法第16条の2

○ 条例改正趣旨

法改正により、在留カード等と個人番号カードを一体化した特定在留カード又は特定特別永住者証明書が交付されるようになるため、個人番号カードに加えて、特定在留カード等を追加するものです。

◎ 改正の主な内容

特定在留カード等を追加（第10条の2関係）

特定在留カード及び特定特別永住者証明書を追加します。

◎ 施行期日（附則）

この条例は、公布の日から施行します。

◎ 改正の概要

○ 法改正情報

公布された法令	非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令（令和8年政令第179号）
条例改正に影響する施行日	令和8年5月27日
改正された法令	非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和31年政令第335号）
条例改正に影響する条等	第11条

○ 条例改正趣旨

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものです。

◎ 改正の主な内容

○ 葬祭補償の定額部分の額の引上げ（第18条関係）

現行の315,000円から330,000円に引き上げます。

◎ 施行期日等（附則）

○ 施行期日（第1項）

この条例は、公布の日から施行します。

○ 経過措置（第2項及び第3項）

1 この条例による改正後の美濃加茂市消防団員等公務災害補償条例（以下「改正後の条例」という。）第18条の規定は、令和8年4月1日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき事由が生じた美濃加茂市消防団員等公務災害補償条例第4条第7号に規定する葬祭補償（以下「葬祭補償」という。）について適用し、適用日前に支給すべき事由が生じた葬祭補償については、なお従前の例とします。

2 適用日以後に支給すべき事由が生じた葬祭補償であって、この条例による改正前の美濃加茂市消防団員等公務災害補償条例（以下「改正前の条例」という。）第18条の規定による金額により支給されたもの又は改正前の条例附則第6条の規定による金額により支給されたもの（その額が660,000円未満であるものに限る。）の支払は、改正後の条例第18条の規定による金額により支給されるべき葬祭補償の内払とみなします。

〔議第 47 号〕

美濃加茂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

【議案書：106頁】

◎ 改正の概要

投票時間の短縮に合わせて、投票所の投票管理者及び投票所の立会人の日額報酬を10時間分の日額とします。これによって全ての職との権衡が図れます。また投票所の投票管理者の報酬を時間単位で支給することができるようにします。

期日前投票所の投票管理者、期日前投票所の投票立会人及び指定施設の不在者投票における外部立会人の報酬を明確にするため、時間額での表記とします。

◎ 改正の主な内容

- 投票所の投票管理者及び投票所の投票立会人の日額報酬を10時間分での表記（第2条及び第5条関係）

投票所の投票管理者は、13時間分の「日額14,500円」から10時間分の「日額11,154円（時間を単位に従事した場合は、時間額を支給することができる）」に、投票所の投票立会人は、13時間分の「日額12,400円」から10時間分の「日額9,539円」に変更します。

- 期日前投票所の投票管理者、期日前投票所の投票立会人及び指定施設の不在者投票における外部立会人の報酬の表記を日額から時間額に変更（第2条及び第5条関係）

期日前投票所の投票管理者は、「日額12,800円（時間を単位に従事した場合は、時間額を支給することができる）」を「時間額1,114円」に、期日前投票所の投票立会人は、「日額10,900円（時間を単位に従事した場合は、時間額を支給することができる）」を「時間額948円」に、及び指定施設の不在者投票における外部立会人は、「日額12,400円（時間を単位に従事した場合は、時間額を支給することができる）」を「時間額1,459円」に表記を変更します。

◎ 施行期日等（附則）

- 施行期日（第1項）

この条例は、公布の日から施行します。

○ 経過措置（第2項）

改正後の美濃加茂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後にその期日を公示され又は告示される選挙又は投票について適用し、施行日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙又は投票については、なお従前の例によることとします。